

災害に備える 9月1日は防災の日

“いつといつとき”あなた
そして周りの人を守るために



▲8月5日豪雨での被害(小浜地内、宮森城橋)

8月5日には、1時間に100mmを超える猛烈な雨が降り、市内の複数箇所です砂崩れ、床上・床下浸水、道路の冠水などが相次ぎました。現在、市では復旧に向け対応を進めています。

災害を完全に予測したり回避することはできませんが、日ごろから災害に対する備えをすることで被害を未然に防いだり、被害の拡大を防止したりすることはできます。

平成25年度福島県総合防災訓練

県総合防災訓練が、二本松市内で開催されます。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

開催日時 9月1日(日) 午前8時30分～正午

開催場所

郭内地内(二本松北小学校、霞ヶ城公園駐車場、城山総合グラウンド)、城山総合体育館、城山第二体育館)

訓練当日二本松市内にいる皆さんへ

サイレン吹鳴等 当日はサイレン吹鳴等もあります。火災等と間違えないようご注意ください。

エリアメール配信 訓練内容により、エリアメール(緊急速報メール)が皆さんの携帯電話(※)に配信されます。

二本松市内の配信対象エリアの携帯電話所有者に対して配信するため、一時的にエリア内にいる通勤・通学者、観光客等も配信対象となります。

※携帯電話3社(NTTドコモ、KDDI(a.u.)、ソフトバンク) 対応していない機種もあります。

道路状況等 訓練実施中およびその前後は、霞ヶ城公園周辺で混雑が予想されます。通行の際はご協力をお願いします。また、当日は県警などのヘリコプターが訓練に参加しますので、騒音等へのご理解をお願いします。

◎問い合わせ…生活環境課市民生活係 ☎(55)5102

備蓄品を整備しています

市では、災害発生に備え備蓄品等の整備を行っています。
平成25年度に整備予定の備蓄品

- 非常用保存食品アルファ米 (5, 000食)
- 非常用飲料保存水 (5, 000本)

現在市で保管している備蓄品

- 非常用保存食品アルファ米 (18, 000食)
- 非常用飲料保存水 (18, 000本)
- ポータブル発電機 (17台)
- 無線機 (23台)
- 物資運搬車両(1台) など



ご家庭での飲料水の備蓄

- 一人につき、1日当たり3リットルが目安です。
- 3日分以上の飲料水を保存しておきましょう。
- 一人当たり3リットル×3日分＝9リットル
- ※家族の人数分備蓄しておきましょう。

アルファ米

一度炊いたご飯を乾燥させたお米です。
長期間の保存が可能で、お湯(または水)を注ぐだけで食べられるため、非常用保存食などとして使用されています。

熱湯を注いだ場合10～20分程度、水を注いだ場合40～60分程度で食べられるようになります。



地域の絆で支えあい

ご存知ですか?

災害時要援護者避難支援制度

災害が発生したときは、行政機関や消防団などが、避難住民の誘導などさまざまな公的支援を行います。それが、この制度は、被害を受けやすい高齢者や障がい者(災害時要援護者)を地域の中で見守り、災害が発生したときや災害の恐れがあるときには、避難支援者や地域の人たちが一緒に避難するなど、災害時要援護者の支援を行うという共助の精神に基づく地域活動のひとつです。

制度の概要

一人では避難することが困難な方(災害時要援護者)を支援するため、本人の申請による登録する制度です。

登録できる人

- 自力で避難することができない次に該当する方
- 65歳以上の
- ・一人暮らしの高齢者

- ・高齢者のみで構成される世帯員
- 要介護3以上の在宅で生活する方
- 身体障がい者(身体障害者手帳1・2級の方および3級の部分の方)
- 知的障がい者(療育手帳A所持者)
- ※施設・病院などに長期入所・入院されている方は対象外です。

申請方法

登録を希望される方は、登録申請書に必要事項を記入し、高齢福祉課、または福祉課に提出してください。

申請用紙は、下記まで連絡いただければ、ご自宅へ郵送します。

申請書の記載内容

災害時要援護者本人の同意
災害時以外にも平常時の見守りにも役立てられるよう、要援護者本人の個人情報、

避難支援者の他、行政区、社会福祉協議会、民生児童委員、在宅介護支援センター、警察署、消防署と情報共有するため、本人の同意が必要です。
緊急連絡先
家族や親族など、緊急時の連絡先を記入。

避難支援者(2人以上)

災害時の避難等を支援することに同意した、ご近所の協力者を避難支援者として記入。
※避難支援者とは、災害時要援護者に対して、日常生活の中で見守りや声掛けができ、災害時に駆け付けられることができる近隣の住民の方です。できる範囲でのご支援をお願いします。

その他

かかりつけ医・疾病歴・避難場所など

申込期間

随時受け付けします。

◎問い合わせ:

高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113

**「特別警報」の発表が
開始されます**

気象庁では、平成25年8月30日から、新しく「特別警報」の運用を開始します。

特別警報とは、「平成23年新潟・福島豪雨」のような数十年に一度あるかどうかの豪雨や津波などが予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、気象庁が最大限の危機感・切迫感を伝えるため発表するものです。

特別警報の発表を知ったら、ただちに命を守るための行動をとってください。

なお、特別警報が発表されるまで安全というわけでは決してありません。警報が発表された段階でこれまでどおり十分な警戒が必要です。詳しくは、気象庁ホームページでご確認ください。

気象庁ホームページ

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/index.html

◎問い合わせ…

気象庁福島地方気象台防災業務課

☎024(604)0301

**早めの避難を心掛ける
避難は「まさか」でなく
「せこせこ」で**

地震や大雨などの際に避難すべきかどうか迷うことがあります。

迷ったときは「まさか」ではなく「もしも」で考え、早め早めの避難をするようにしましょう。

どいう場合に避難するの

市や消防、警察などから、災害の発生する危険性に応じて避難勧告や避難指示が出ます。

避難勧告：災害が発生する恐れがある場合に、住民の皆さんなどに対し、避難のための立ち退きを勧めるために出されます。避難してください。

避難指示：避難勧告より、被害の危険が切迫している場合に、住民の皆さんなどに対し、緊急の避難を強く訴えるために出されます。**必ず避難してください。**

※広域的な災害が予測される場合などには、地域の防災組織や住民の判断で自主的に避難することも必要です。



9月9日はなんの日かご存じですか



9(きゅう)月9(きゅう)日で、「救急の日」です。

突然の事故や病気などのとき、救急隊が現場に到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人が、迅速な119番通報、適切な応急手当を速やかに実施することにより、傷病者の救命効果が一層向上します。

この日を機会に、皆さんも適切な応急措置や救命活動への理解を深めていただき、一人でも多くの傷病者の救命にご協力ください。

救急医療週間 9月8日(日)～14日(土)

全国各地で応急手当の講習会を中心とした救急に関するさまざまな行事が開催されます。

◎問い合わせ…安達地方広域行政組合北消防署 ☎(24)1573
安達地方広域行政組合南消防署 ☎(33)2875



**ありがとう
心静かに手を合わす。**

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

社の中の斎場

ほりん 鳳麟

☎0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

ほりん斎場 二本松市上竹2-286-1
ほりん鳳麟ホール TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1
大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960